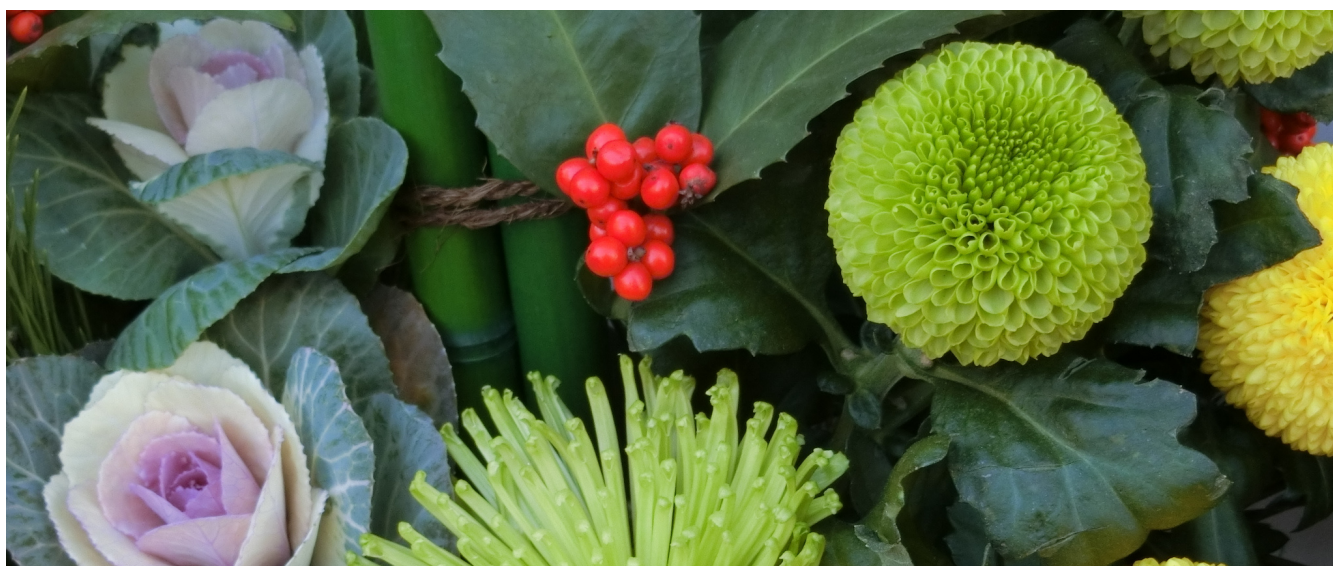




# 小林勝哉

## 社会保険労務士事務所

### 事務所通信と最新情報



本号の内容

## ハラスメント悩み相談室

### ハラスメント悩み相談室

#### 「言い方」一つでハラスメントに

### 出勤者数7割減に向けて

### 70歳就業、 2021年4月スタートへ

2020年6月1日から職場のパワーハラスメント対策が法制化（労働施策総合推進法の改正）され、パワーハラスメントの防止のために雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務（中小企業は、2022年3月31までの間は、努力義務）となっています。また、従来からのセクシュアルハラスメント等の防止対策も強化（男女雇用機会均等法、育児・介護休業法の改正）されています。ハラスメントかどうかの基本は、人間関係です。また人間関係も、その基本はコミュニケーションのための「言い方」ひとつです。厚生労働省では、社員の皆様が気軽に電話相談できる窓口「ハラスメント悩み相談室」を開設していますので、社員の皆様にもどうぞお知らせ下さい。[ 0120-714-864、月～金 12:00から21:00 ]



## 出勤者数7割減に 向けて

緊急事態宣言を受けて、政府はテレワークの実施により、出勤者数7割減を掲げています。多くの企業で在宅勤務の実施にあたり、企業として業務効率を維持し、将来的には業務効率を改善していく機会としていくことを望まれています。

ご一緒に、業務×ITの最適解を実現するチャンスとしてまいりましょう。

## 70歳就業、 2021年4月スタートへ

いぶし銀のごとく輝く人生を

70歳就業へ向けた高齢者雇用安定法の改正が、まもなく2021年4月から施行されます。

高齢者が活躍できる就労環境の整備に意欲的な企業も増えていますが、加齢に伴う健康面への配慮などの懸念も指摘され、今後は短時間の仕事を複数掛け持ちする高齢者が増えることも予想されます。

様々な働き方をされる高齢者のセイフティーネットとして、労災認定時の各事業所での労働時間の合算や、休業給付算定時の別の事業所の賃金の合算などの各種制度整備も進んでいます。

当事務所では、高齢者も地域社会の大切な一員として、年齢を重ねるに伴って、いぶし銀のごとく輝く壮年・婦人の働く場の創出へのお手伝いをさせていただいております。お気軽にご相談ください。



**小林勝哉**  
社会保険労務士事務所

〒162-0837

東京都新宿区納戸町33 東京左官会館3階

TEL : 03-6228-1336

FAX : 03-6800-5979

